

関東運輸局長 殿

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請書
(特別積合せ貨物運送を除く)

住 所 (〒)

(フリガナ)

申請者

代表者 (役職)

(氏名)

電話番号

代理人

住 所 (〒)

連絡先 (申請者 ・ 代理人 の別)

(担当者氏名)

(電話番号)

(Fax番号)

(メールアドレス)

(官庁使用欄)

受付

(運輸局)

(支局)

--	--

事業計画

事業種別	一般・霊きゆう		特別積合せ貨物運送	しな	
	一般廃棄物・島しよ		貨物自動車利用運送	する・しない	
主たる事務所	名称		郵便番号	〒	電話番号 ()
	位置				
営業所	名称	営業所	郵便番号	〒	電話番号 ()
	位置				
休憩・睡眠施設	位置			収容能力	備考
				m ²	休憩・睡眠 ・休憩睡眠
				m ²	休憩・睡眠 ・休憩睡眠
自動車車庫	No	位置		道路幅員	収容能力
	1			m	(有蓋) m ²
					(無蓋) m ²
	2			m	(有蓋) m ²
					(無蓋) m ²
				(合計) m ²	
事業用自動車の種別及び種別ごとの	普通自動車				
	普通	小型	牽引	被牽引	合計
	霊きゆう自動車				
	宮型	洋型	バン型	バス型	合計
その他申請者情報					
資本金(千円)		決算期	月 日 ~ 月 日		
条件					

貨物自動車利用運送をする場合

業務の範囲	一般事業 ・ 宅配便事業					
営業所	名称	営業所	郵便番号	〒	電話番号	()
	位置					
保管施設の概要	位置					
	面積	. m ²	構造及び付属設備			
利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の概要	名称				事業の種類	
	住所					
	名称				事業の種類	
	住所					
	名称				事業の種類	
	住所					
	名称				事業の種類	

添 付 書 類 (目 次)

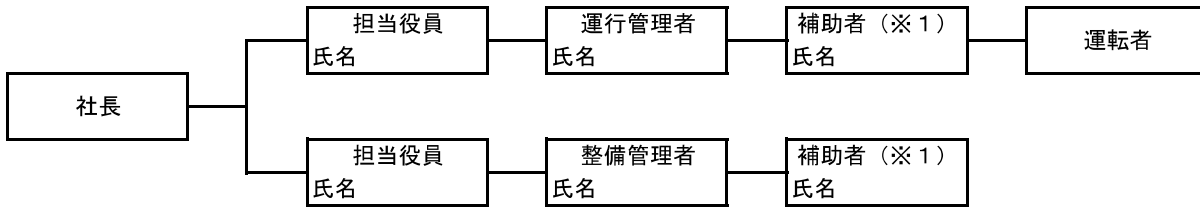
1. 事業用自動車の運行管理等の体制（様式1-1）、事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転者を確保する計画（様式1-2）……
2. 事業開始に要する資金及び調達方法（様式2） ……
3. 残高証明書等 ……
4. 事業の用に供する施設の概要及び付近の状況を記載した書類
 - イ. 付近の案内図、見取図、平面（求積）図、写真 ……
 - ロ. 都市計画法等関係法令に抵触しない旨の宣誓書（様式例1） ……
 - ハ. 施設の使用権原を証する書面
 - 自己所有 …… 不動産登記事項証明書等 ……
 - 借入 …… 賃貸借契約書等の写し ……
 - ニ. 車庫前面道路の道路幅員証明書又は、幅員が車両制限令に抵触しないことを証する書類 ……
（※前面道路が国道の場合は除く）
 - ホ. 計画する事業用自動車の使用権原を証する書面
 - 車両購入 …… 売買契約書又は売渡承諾書等の写し ……
 - リース …… 自動車リース契約書の写し ……
 - 自己所有 …… 自動車車検証の写し ……
5. 既存の法人にあっては、次に掲げる書類
 - イ. 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 ……
 - ロ. 最近の事業年度における貸借対照表 ……
 - ハ. 役員又は社員の名簿及び履歴書 ……
6. 法人を設立しようとするものにあつては、次に掲げる書類
 - イ. 定款（会社法第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合にあっては、
認証のある定款）又は寄附行為の謄本 ……
 - ロ. 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書 ……
 - ハ. 設立しようとする法人が株式会社である場合にあっては、株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類 ……
7. 個人にあっては、次に掲げる書類
 - イ. 資産目録 ……
 - ロ. 戸籍抄本 ……
 - ハ. 履歴書 ……
8. 法第5条（欠格事項）各号のいずれにも該当しない旨を証する書類（様式例3） ……
9. 貨物自動車利用運送をしようとするものにあつては、次に掲げる書類
 - イ. 利用事業者との運送に関する契約書の写し ……
 - ロ. 貨物自動車利用運送の用に供する施設に関する事項を記載した書類
 - a 施設の使用権原を証する書面
 - 自己所有 …… 不動産登記事項証明書等 ……
 - 借入 …… 賃貸借契約書等の写し ……
 - b 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、保管施設の施設明細書 ……
10. 法令遵守の宣誓書（様式例2） ……
11. 代理申請の場合は委任状 ……

〈 作成にあたっての留意点 〉

1. 目次の5, 6, 7については、いずれかの該当する項目の書類を添付してください。
2. 1～11のうち、添付した書類について確認の上、□欄に✓印を入れてください。

事業用自動車の運行管理及び整備管理の体制

1. 運行管理及び整備管理の体制



担当常勤役員等	人	法令試験受験予定者の氏名
運行管理者	人	□確保済み () (※2) □確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定) ・勤務時間 (時 分 ~ 時 分) } (※3) ・休日 (日/月)
運行管理補助者 (※1)	人	□確保済み () (※4) □確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定)
整備管理者	人	□確保済み () (※5) □確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定)
整備管理補助者 (※1)	人	□確保済み □確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定)
常時選任運転者	人	(別紙のとおり)
その他従業員	人	

(※1) 補助者を選任するときは記載する。(※2) 資格者証番号及び交付年月日を記載する。(※3) 運行管理者が2人以上いる場合は統括運行管理者について記載する。(※4) 運行管理者資格を取得している場合は(※2)の内容を、取得していない場合は基礎講習修了年月日を記載する。(※5) 道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の場合は研修修了年月日を、第2号の場合は合格証書番号及び交付年月日を、第3号の場合はその旨を記載する。

- アルコール検知器の配備計画
設置型 : _____ 台 ・ 携行型 : _____ 台
- 日常点検計画
日常点検場所 : _____ ・ 日常点検の実施者 : _____
- 営業所と車庫間の距離 (※複数の車庫がある場合は最も遠い車庫について記載する。)
_____ km
- 車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法
連絡方法 : _____

点呼実施場所が車庫の場合 (※併設されていない場合のみ記入)

- ・ 営業所と車庫間の運行管理者 (補助者) の移動手段及び所要時分
移動手段 : _____
所要時分 : _____ 分
- ・ 車庫における運行管理者 (補助者) の駐在時間
出庫時 (_____ 時から _____ 時まで)
帰庫時 (_____ 時から _____ 時まで)

点呼実施場所が営業所の場合 (※併設されていない場合のみ記入)

- ・ 運転者の営業所と車庫間の主な移動手段及び所要時分
移動手段 : _____
所要時分 : _____ 分

2. 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育（※6）及び事故処理等の体制

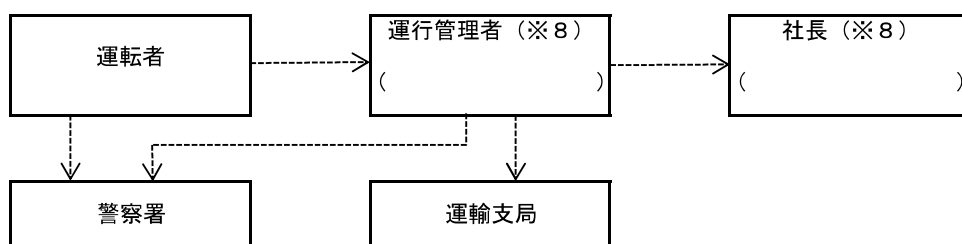
○ 事故防止に関する指導教育方法及び計画

- ・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
 有（実施時期（※7）； 箇月以内） ・ 無
- ・ 特定の運転者（事故惹起、初任、高齢）に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無
 有 ・ 該当無し

○ 過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

- ・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
 有（実施時期（※7）； 箇月以内） ・ 無
- ・ 積載量確認方法
 計量器による ・ 運送依頼票による

○ 事故処理連絡体制



（※6） 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条 ・ 「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針を定める件」（平成13年8月20日 国土交通省告示 第1366号）

（※7） 新規許可、事業承継認可又は営業所の新設認可等を受けた日から初回の研修・講習会等を実施するまでの月数を記載。

（※8） （ ）内に連絡先の電話番号を記載する。

○ 苦情処理体制

苦情処理責任者 氏名： _____ （役職等： _____）

苦情処理担当者 氏名： _____ （役職等： _____）

○ 適用する運送約款

- ①運輸省告示第575号（平成2年11月22日）による標準貨物自動車運送約款を適用する。
- ②運輸省告示第577号（平成2年11月22日）による標準引越運送約款を適用する。
- ③国土交通省告示第1047号（平成18年8月31日）による標準霊きゆう運送約款を適用する。
- ④上記以外の運送約款を適用する。

※適用する運送約款の口欄に✓印を入れてください。

- ・ 事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転者を確保する計画

確保人員 : _____ 人 ・ 確保予定人員 : _____ 人

- ・ 国土交通省告示第1365号に適合する勤務割及び乗務割の計画 (労使協定の締結予定の有無 有・ 無)

運転者氏名又は 確保予定年月日	1箇月当りの拘束時間	1日当りの拘束時間		1箇月当りの乗務日数	運転時間			休息期間 勤務と勤務の間
		最大	平均		2日平均 1日当り	2週平均 1週当り	連続運転	
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間

※ 「運転者氏名又は確保予定年月日」欄は、運輸開始までに選任予定の運転者が確保済みの場合は当該者の氏名、確保予定の場合は確保予定年月日を記載する。
 ※ 既に貨物自動車運送事業の許可を取得している場合は、1箇月あたりの拘束時間の長い者上位10名を記載する。

事業開始に要する資金及び調達方法

1. 事業開始に要する資金

項 目	金 額	明 細
人 件 費		
役員報酬		月額 円×6ヶ月分
給 与		
運 転 者		人×月額 円×6ヶ月分
運 行 管 理 者		人×月額 円×6ヶ月分
整 備 管 理 者		人×月額 円×6ヶ月分
事 務 員		人×月額 円×6ヶ月分
そ の 他		人×月額 円×6ヶ月分
手 当		
運 転 者		人×月額 円×6ヶ月分
運 行 管 理 者		人×月額 円×6ヶ月分
整 備 管 理 者		人×月額 円×6ヶ月分
事 務 員		人×月額 円×6ヶ月分
そ の 他		人×月額 円×6ヶ月分
賞 与		給与月額×1回給与の ヶ月分×支給回数 回×1/2
法 定 福 利 費		
健康保険料		(役員報酬+給与+手当)×事業主負担率 /1000 +賞与×事業主負担率 /1000
厚生年金保険料		(役員報酬+給与+手当)×事業主負担率 /1000 +賞与×事業主負担率 /1000
雇用保険料		(給与+手当+賞与)×事業主負担率 /1000
労災保険料		(給与+手当+賞与)×事業主負担率 /1000
厚生福利費		給与、手当、賞与の2%を見込む
燃 料 費		月間総走行キロ km÷0当たり走行キロ km × 0当たり単価 円×6ヶ月分
油 脂 費		燃料費3%を見込む
修 繕 費		
外注修繕費		1両月額 円×6ヶ月分× 両
自家修繕費・部品費		1両月額 円×6ヶ月分× 両
タイヤチューブ費		月間 本使用×1本 円×6ヶ月分
車 両 費		
購 入 費		分割の場合頭金及び1年分の割賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格
リ ー ス 料		リース料の1年分
施設購入・使用料		土地、建物の購入費(分割の場合頭金及び1年分の割賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格)又は賃借料の1年分
什器・備品費		取得価格
施設賦課税		別掲(自動車税及び自動車重量税の1年分、環境性能割)
保 険 料		別掲(自賠償保険、任意保険の1年分)
登 録 免 許 税	120,000	
そ の 他		旅費、会議費、水道・光熱費、通信・運搬費、 図書・印刷費、広告宣伝費等の2ヶ月分
合 計		事業開始に要する資金の合計
自 己 資 金 額		2. による自己資金の合計

別掲の内訳

事業用自動車の施設賦課税・保険料							
車両積載量	車両総重量	取得価格	自動車税	重量税	環境性能割	自賠責保険	任意保険

2. 資金の調達方法及び調達資金の挙証

項 目	申請事業充当額
預 貯 金 額	
その他流動資産 (内現金額)	()
そ の 他	
調達資金合計 (自己資金額)	

関東運輸局長 殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業計画のうち、営業所、車庫及び休憩・睡眠施設について、都市計画法等関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏名又は名称 _____

代 表 者 _____

関東運輸局長 殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第3条に基づき、一般貨物自動車運送事業の許可を申請するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

なお、宣誓日以降処分日までの間に宣誓した内容と相違することとなった場合には、直ちに報告いたします。

申請日前6ヶ月間(悪質な違反の場合は1年間)又は申請日以降に、貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。)ではないこと。

令和 年 月 日

住 所 _____

(法人) _____

名 称 _____

代 表 者 _____

(役員) 役職 _____ 氏名 _____

(役員) 役職 _____ 氏名 _____

(役員) 役職 _____ 氏名 _____

(役員) 役職 _____ 氏名 _____

(役員) 役職 _____ 氏名 _____

関東運輸局長 殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第3条に基づき、一般貨物自動車運送事業の許可を申請するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

なお、宣誓日以降処分日までの間に宣誓した内容と相違することとなった場合には、直ちに報告いたします。

申請日前6ヶ月間(悪質な違反の場合は1年間)又は申請日以降に、貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。)ではないこと。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

関東運輸局長 殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第5条各号のいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

令和 年 月 日

住 所 _____

(法人) _____

名 称 _____

代 表 者 _____

(役員) 役職 _____ 氏名 _____

(役員) 役職 _____ 氏名 _____

(役員) 役職 _____ 氏名 _____

(役員) 役職 _____ 氏名 _____

(役員) 役職 _____ 氏名 _____

関東運輸局長 殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第5条各号のいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

履 歴 書

令和 年 月 日現在

ふりがな	
氏 名	
生年月日	年 月 日
ふりがな	
現住所	

年 月	学 歴・職 歴(各別にまとめて書く)
	以上
	賞 罰
	以上

(参考例)

4000円
収入印紙
及び消印

運 送 委 託 契 約 書

一般貨物自動車運送事業を営む (以下甲という)
と貨物自動車利用運送事業を営む (以下乙という)
との間において、運送及び利用運送に関して次の通り契約を締結する。

第1条 (契約の範囲)

荷主の要求による運送並びに利用運送の業務について、甲は実運送に当たり、乙は利用運送に従事するものとする。

第2条 (貨物の受渡方法及び運送責任の分野)

貨物の甲・乙両者間における発着扱いは、送り状と貨物を照合して受渡しする。
発送貨物は、乙が甲に引き渡したときから甲の責任とする。
到着貨物は、自動車より取卸し、甲が乙に引き渡したときから乙の責任とする。
甲は、運行休止又は欠行する場合は、乙に事前に通知する。

第3条 (荷主に対する責任、損害賠償の範囲)

貨物事故の損害賠償はその荷主に対して乙が負い、乙は甲並びに乙両者の責任分野によって、甲に対して求償権を持ち、賠償の範囲は貨物自動車運送約款によるものとする。甲乙共に故意又は重大なる過失ある事項に関しては、前項の規定に拘わらず、各々その責任を負うものとする。

第4条 (事故の処理)

貨物事故の処理は、甲乙協議の上、これをなすものとする。

第5条 (運送保険)

車両保険及び積荷保険の費用は甲の負担とする。

但し、荷主の要求にて附した運送保険は、その申込みを受けた甲又は乙にて取り扱うものとする。

第6条 (運送順位)

法令に定めのない限り、貨物の運送は受付順位によるものとする。

第7条 (運賃及び料金)

運賃及び料金は、甲が主務官庁に届け出た運賃及び料金とする。

第8条（運賃及び料金の決済）

貨物運賃及びこれに付随する料金の精算は、毎月末毎に締め切り、計算して翌月末までに甲乙にて決済する。

第9条（他社との同種契約）

甲は乙の営業地区と認められる地区に、乙と同一業務とみなされる業務施設（直営店、代理店、取扱店、その他）を開設しようとする時は、乙との協議を要する。

第10条（契約の期間）

本契約は主務官庁より一般貨物自動車運送事業の許可を受けた日から効力を発生し、向こう2年とし、以後甲乙双方異議のないときは自動的に更新するものとする。

第11条（契約の解除及び更改）

本契約の各条項中、契約の継続を不相当と認めたときは、甲乙協議の上、これを解除又は更改することができる。

以上、この契約締結の証として、契約書2通を作成し、甲乙各々捺印の上各1部を保有する。

令和 年 月 日

甲

印

乙

印

令和 年 月 日

運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者名
電話番号

一般(特定)貨物自動車運送事業の運輸開始前の確認について

令和 年 月 日付け関自貨第 号により許可になった一般(特定)貨物自動車運送事業は、事業用自動車等連絡書提出の準備が調いましたので報告いたします。

1. 運行管理者・整備管理者の選任届について

- 運行管理者 令和 年 月 日 提出済。
 整備管理者 令和 年 月 日 提出済。

	氏 名	氏 名
運行管理者		
整備管理者		

- 最低車両数の規定を受けない事業者。(霊柩・一般廃棄物・島しょ)
※ 該当するものに○印を付ける。

2. 運転者の雇用について

以下のとおり運転者を雇用しました。

	運 転 者 氏 名		運 転 者 氏 名		運 転 者 氏 名
1		6		11	
2		7		12	
3		8		13	
4		9		14	
5		10		15	

3. 社会保険等について

以下のとおり、加入義務者全員が加入しました。

	加入年月日	加入人員	左の加入人員のうち運転者数
労働災害保険	令和 年 月 日	—	—
雇用保険	令和 年 月 日		
健康保険・厚生年金保険	令和 年 月 日		

- 加入義務なし(名)
加入義務がない理由

4. 事業用自動車等連絡書の提出について

車両一覧表

	登録番号又は 車台番号	最大積載量	車体の形状	所属営業所	備考
1		kg			
2		kg			
3		kg			
4		kg			
5		kg			
6		kg			
7		kg			
8		kg			
9		kg			
10		kg			

※車両一覧表について

- ・計画車両の全てを記入して下さい。
- ・連絡書は、一括して提出することを原則としますが、複数回に分けて提出を行う場合は、備考欄に連絡書の提出予定時期を記入して下さい。

添付書類

- ・運行管理者・整備管理者選任届(写)
- ・選任運転者の運転免許証(写)(ただし、許可申請時に運転免許証の写を提出していて、その内容に変更がない者については不要です。)
- ・労働保険／保険関係成立届(写)、(健康保険・厚生年金保険)新規適用届(写)など社会保険等に加入した員数がわかるもの。
- ・営業所等について事業遂行上適切な施設であることがわかる写真(ただし、許可申請時に提出していて、変更がない場合については不要です。)

令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者名
電話番号

一般(特定)貨物自動車運送事業の運輸開始届出書

令和 年 月 日付け関自貨第 号により許可になった一般(特定)貨物自動車運送事業は、令和 年 月 日に運輸を開始したので届出いたします。

車両一覧表

	登録番号	最大積載量	車の形状	所属営業所	備考
1		kg			
2		kg			
3		kg			
4		kg			
5		kg			
6		kg			
7		kg			
8		kg			
9		kg			
10		kg			

一般自動車損害保険(任意保険)の加入状況

- 対人賠償額無制限の保険に加入しました。
 対物賠償額200万円以上の保険に加入しました。

社会保険等加入状況

- 労働保険(労災・雇用)、社会保険(健康保険、厚生年金)とも加入済み。

添付書類

- ・法人を設立した場合、目的や役員を変更した場合等にあつては登記事項証明書
- ・労働保険／保険関係成立届(写)、(健康保険・厚生年金保険)新規適用届(写)など社会保険等に加入した員数がわかるもの。(※上記の社会保険等加入状況欄にチェックがあり、既に加した員数がわかる書類を提出済みの場合は、添付書類の提出は不要です。)
- ・一般自動車損害保険(任意保険)の保険証の写等保険内容の確認できる書面
- ・自動車検査証(車検証)の写
- ・営業所等について事業遂行上適切な施設であることがわかる写真(ただし、許可申請時に提出していて、変更がない場合については不要です。)